

第62回定時株主総会招集ご通知

招集ご通知の作成・印刷につきましては万全を期しております。
万一、落丁・乱丁などがございました場合は再送いたしますので、
下記方法にてご連絡ください。

お電話 フリーダイヤル 0120-401-831
(お客様相談センターにて受付)

メール 当社ホームページの「お問合せ」から
(URL <http://www.kagome.co.jp>)

カゴメ株式会社

株主各位

名古屋市中区錦三丁目14番15号
カゴメ株式会社
代表取締役社長 喜岡 浩二

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2006年 6月21日(水曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区千種区池下町二丁目63番地
愛知厚生年金会館 ホール |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第62期(自2005年 4月 1日 至2006年 3月31日)営業報告書、
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸借対照表
及び損益計算書の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 第62期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
38頁から47頁に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | | 取締役13名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

ご案内 本招集ご通知は当社ホームページにも掲載いたしております。

URL <http://www.kagome.co.jp>

議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権の行使をお願い申し上げます。

《議決権行使書郵送による議決権の行使》

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、2006年6月20日(火曜日)までに到着いたしますように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

《インターネットによる議決権の行使》

パソコンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Vodafone live!)から以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否のご入力を、2006年6月20日(火曜日)までをお願い申し上げます。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.evotep.jp/>

インターネット議決権行使のご利用上の注意点について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 株主様以外の他人による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の新しいパスワードへの変更や、当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行が発行する専用の電子証明書の取得(または携帯電話番号情報の送信)等をお願いすることになりますのでご了承ください。
なお、「議決権行使コード」は株主総会のつど新しいコードをご通知いたしますが、ご登録いただいたパスワードは継続してご利用いただきますので、パスワードの管理には十分ご注意ください。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の2006年6月20日(火曜日)の24時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されますようお願いいたします。
3. 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットでも議決権行使をされて重複した場合は、到着日時を問わずインターネットで議決権行使したものを有効とさせていただきます。
4. インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後に議決権行使したものを有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行行使された内容を有効とさせていただきます。

システム・お手続きに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話(受付時間 9:00~21:00、通話料無料):0120-173-027

(添付書類)

営業報告書

(自 2005年4月1日)
(至 2006年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期における我が国の経済は、企業部門における収益の改善や堅調な設備投資が家計部門に波及し、国内民間需要に支えられた景気回復傾向が続きました。

食品業界におきましては、夏場の天候にも恵まれ、飲料事業が堅調に推移した一方、需給逼迫懸念による原油価格の高止まりにより、今後の不透明感を増しました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、ブランド・ステートメント「自然を、おいしく、楽しく。KAGOME」のもと、既存事業での利益拡大と、新規事業への戦略的先行投資を行っていく、「新事業推進と持続的利益成長」を年度方針に掲げ、「カゴメ・ブランド価値経営」を推し進めてまいりました。

既存事業における利益の拡大では、「野菜一日これ一本」を中心とする野菜飲料の売上が計画を大きく上回ったことや、販売促進費の継続的な抑制に加え、製造原価を中心とする全社的なコスト削減により着実な進捗を図ることができました。一方、新規事業に関しましては、中国で飲料事業を立ち上げるため、杭州市に子会社を設立いたしました。2006年5月から『可果美』ブランドで、上海エリアから野菜飲料市場に参入する予定であります。

また、2006年2月には、「植物性乳酸菌ラブレ」を発売し、乳酸菌飲料市場に新たな価値を提供いたしました。発売に伴い、宣伝広告を中心とした需要創造のための投資を行っております。

以上の企業活動の結果、当期の連結売上高は、前期比4.7%増の1,664億56百万円、連結営業利益は前期比3.2%減の72億55百万円、連結経常利益は前期比5.2%減の68億34百万円、連結当期純利益は前期比22.4%減の36億17百万円となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

事業別	2004年度 第61期	2005年度 第62期(当期)	増 減	
	金額	金額	金額	増減率
食品事業	156,263 百万円	164,093 百万円	7,829 百万円	5.0 %
その他事業	12,995	11,833	1,162	8.9
計	169,258	175,926	6,667	3.9
事業間取引消去	10,206	9,470	736	
合計	159,052	166,456	7,404	4.7

食品事業

食品事業の売上高は、前期比5.0%増の1,640億93百万円となりました。

食品事業におけるビジネス・ユニット(BU)別の売上高の状況は、以下の通りであります。

野菜飲料BU

野菜飲料BUにおいては、「野菜で体内環境正常化」を推進すべく、野菜生活ブランドをその中核に据えた活動を強化してまいりました。2006年2月から「野菜生活100紫の野菜」を導入し、黄色・赤色・緑色をあわせた「4色の野菜力」を店頭などで強力にアピールしております。抗酸化作用をはじめとした「野菜の色」の働きを訴求することで、野菜飲料の価値を更に高めてまいります。

また、2004年に導入した新ブランド「野菜一日これ一本」については、順調に取り扱い企業数を増やしており、市場への浸透を着実なものとしております。売上規模においても、同ブランド単独で今年度100億円を超え、「野菜生活」ブランドに次ぐ大きな柱へと成長いたしました。

基幹ブランドであるトマトジュースについても、「とれたてストレートパック」によるおいしさ訴求や、長年に亘るリコピンの機能性研究が功を奏した肺気腫予防効果の報道等により、需要の拡大につながりました。

その結果、野菜飲料BUの売上高は、前期比11.9%増の643億78百万円となりました。

フルーツ・お茶飲料BU

フルーツ・お茶飲料BUにおいては、売上の拡大が期待された大豆飲料や六条麦茶2Lは、計画に及びませんでした。2005年10月に発売しました「朝のフルーツこれ一本」の売上が10億円規模に成長しフルーツ飲料は伸長いたしました。

その結果、フルーツ・お茶飲料BUの売上高は、前期比2.1%減の150億78百万円となりました。

乳酸菌BU

乳酸菌BUにおいては、2006年春に全国発売した新商品「植物性乳酸菌ラブレ」により、乳酸菌飲料市場に新たな価値を提供し、この市場の活性化を図りました。しかし、発売当初からの予想を大きく超えた売れ行きや製造ラインの不調により、商品供給が間に合わない状況となったため、4月から販売エリアを1都9県に限定して販売しております。

一方で、既存商品売上の長期減少傾向が続いたため、乳酸菌BUの売上高は、前期比2.3%減の84億52百万円となりました。

調味料BU

調味料BUにおいては、トマトメニュー領域の強化を狙い、チキンソテーやポークチャップ等の洋食専用調味料である「洋食屋さんのごたわりソース」や「ロールキャベツ用ソース」を導入し、既存のケチャップ、ソースとともに洋食テーマでのプロモーションを実施いたしました。また、イタリアンメニュー領域についても、「アーリオオーリオパスタソース」等のライン

アップを強化し、ご好評を頂いている「ポモドーロパスタソース」とともに、カゴメならではの
上質なイタリアンの提案を実施いたしました。

しかしながら、特に価格競争が激化しているケチャップ及びミートソース7号缶について、
市場の価格競争に追随せず、価格水準を維持した結果、前期売上を上回ることができ
ませんでした。

その結果、調味料BUの売上高は、前期比1.9%減の267億99百万円となりました。

調理食品BU

調理食品BUにおいては、ドライ調理食品「カゴメデリ」では、「リソット」の拡販に注力
する一方で、2005年11月に「長崎皿うどん」を導入する等、バラエティの強化・育成に努
めてまいりました。その結果、競合激化の中、セット食品カテゴリーにおいて、引き続きシェ
アNo1を堅持いたしました。

さらに、お湯で調理するタイプの商品も発売し、中でも「サラダ代わりにするスープ」はコ
ンビニエンスストアにおいて非常に高い回転率をあげ、計画を大きく上回る成果を収める
ことができました。また、チルド食品では、「カゴメ野菜スープ」をリニューアル、育成してま
いりました。

しかしながら、セット食品市場の伸び悩みに加えて、2005年3月の家庭用冷凍食品事
業からの撤退の影響により、売上計画を達成することができませんでした。

その結果、調理食品BUの売上高は、前期比14.2%減の41億28百万円となりました。

ギフトBU

ギフトBUにおいては、「野菜飲料ギフト」を拡充し、健康贈答需要への対応力を強化
いたしました。贈答市場の縮小・競合激化により、売上計画を達成することができませ
んでした。

その結果、ギフトBUの売上高は、前期比3.3%減の59億26百万円となりました。

業務用BU

業務用BUにおいては、冷凍野菜ピューレーの導入などトマト・野菜素材の商品ライ
ンアップ拡充や主力調味料商品のバリエーション展開を推進いたしました。

また、業務用フードフェア2006(2006年2月～4月 全国7会場で開催)では、トマトケ
チャップの需要拡大に向けた「ケチャップ再発見コーナー」や「給食・ベーカリー・惣菜向
けメニュー提案コーナー」などにおいて、全国の卸店・ユーザーへの直接提案活動を展
開いたしました。

こうした活動により、冷凍野菜素材・冷凍地中海料理野菜を中心に売上を伸ばすこと
ができました。また、KAGOME INC.においても、順調に売上を伸ばしました。

その結果、業務用BUの売上高は、前期比7.0%増の294億84百万円となりました。

生鮮野菜BU

生鮮野菜BUにおいては、家庭用生鮮トマト「こくみ」ブランドと、業務用生鮮トマト「テカ」

ブランドの更なる拡充と浸透を図るため、供給面においては、(有)いわき小名浜菜園(福島県 - 10.2ha)と加太菜園(和歌山県 - 5.2ha)の建設が完了し、秋から出荷を開始いたしました。また、電源開発株式会社との共同事業として設立した響灘菜園(福岡県 - 4.3ha)も建設がほぼ完了いたしました。

一方、販売面では、店頭販売促進活動を積極的に拡大するとともに、業務用ユーザーへの提案活動を推進しました結果、量販店及び外食ユーザーへの販売を拡大しております。

その結果、生鮮野菜BUの売上高は、前期比33.5%増の46億42百万円となりました。

通販BU

通販BUにおいては、主力商品である「毎日飲む野菜」シリーズ、「旬」シリーズの売上が順調に伸ばすことができました。両シリーズとも、お客様に品質を高く評価頂き、高いリピート率とともに、広告宣伝活動を積極的に展開いたしましたことにより、新規顧客の開拓も順調に進み、売上の拡大につながりました。また、2006年3月に、新商品「まるごと大豆」を導入し、新たな顧客開拓に着手いたしました。

その結果、通販BUの売上高は、前期比3.7%減の48億14百万円となりました。なお、当期から売上高及び販売促進費の計上方法を変更したため、前期と同様の基準では、前期比約10億円の増収となります。

その他

サウンドフーズ(株)によるレストラン業、原材料売上等によるその他の売上高は、前期比2.9%減の3億86百万円となりました。

その他事業

運送・倉庫業、不動産賃貸業、パーキング事業等を合わせたその他事業の売上高は、前期比8.9%減の118億33百万円となりました。

《会社の経営上の重要な事項》

中国最大手の食品事業グループである康師傅控股有限公司の100%子会社である康師傅飲品(BVI)有限公司、並びに伊藤忠商事株式会社と、中国における『可果美』ブランドによる野菜飲料、野菜果実飲料、乳酸菌飲料等の生産販売を行う合弁会社「可果美(杭州)食品有限公司」を2005年8月24日に設立いたしました。3社合弁の新会社の出資比率は当社61%、康師傅飲品(BVI)有限公司29%、伊藤忠商事株式会社10%で、資本金は9百万米ドルであります。

《研究開発の状況》

当社グループでは、当社の総合研究所を中心として、「新・創業」計画実現に向けた研究開発を推進しております。当期におきましては、各事業分野の商品開発と中長期的な研究開発課題に取り組みました。

商品開発に関しては、新しい需要の創造に向け、飲料分野では「野菜一日これ一本のむせりー」、「野菜生活100紫の野菜」、乳酸菌飲料分野では「植物性乳酸菌ラブレ」、調味料・調理食品分野では「スパイシーモーニングケチャップ」、「カゴメデリ 満点洋食シリーズ」、業務用分野では「病院向け大豆スープ」、「冷凍フルーツピューレーシリーズ」などを開発いたしました。

基礎研究分野では、「トマトジュースの飲用がタバコの煙による肺気腫を予防する作用」や「トマトジュースによる運動疲労軽減作用」などを解明し、商品の価値向上につながる情報を発信いたしました。また、植物性乳酸菌を対象として、抗腫瘍作用や抗感染作用を解明するとともに、発酵条件などを確立いたしました。

農業研究分野では、原料調達の優位性強化と生鮮事業の推進に向け、トマトをはじめとして遺伝資源の蓄積と新品種開発を行い、高色調・耐病性を特徴とする加工用トマトなど、3件の品種登録を行いました。

技術開発研究分野では、野菜に含まれる有用成分である色素の抽出技術を確立し、商品に応用いたしました。

評価技術研究分野では、安全・安心志向の高まりに応え、農業などの危害物質の一層の検出技術向上と調査の徹底を図りました。

その結果、当期の研究開発費は、25億53百万円となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当期は、生産能力の増強・合理化及び更新等を目的として実施いたしました。

その結果、当期の設備投資等の額は67億79百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

設備投資

カゴメ那須工場：飲料食品製造設備（4億81百万円）

カゴメ小坂井工場：トマト製品製造設備（8億42百万円）

カゴメ茨城工場：飲料製品製造設備（4億25百万円）

カゴメラビオ：飲料製品製造設備（12億69百万円）

情報化投資

収益管理及び物流管理等の合理化（8億44百万円）

(3) 企業集団の資金調達状況

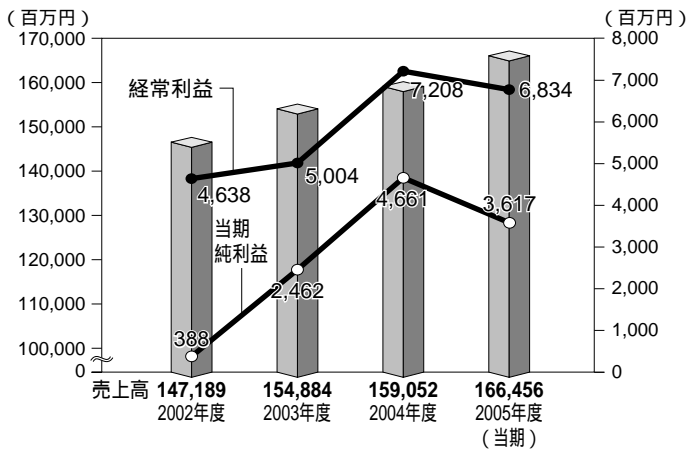
当期中において、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備資金等及び運転資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2002年度 第59期	2003年度 第60期	2004年度 第61期	2005年度 第62期(当期)	
売 上 高(百万円)	147,189	154,884	159,052	166,456	
営 業 利 益(百万円)	4,630	4,684	7,496	7,255	
経 常 利 益(百万円)	4,638	5,004	7,208	6,834	
当 期 純 利 益(百万円)	388	2,462	4,661	3,617	
総 資 産(百万円)	105,469	101,287	112,079	128,714	
純 資 産(百万円)	45,548	48,199	53,832	68,720	
1 株 当たり	当期純利益(円)	5.03	31.88	59.35	41.72
	純 資 産(円)	589.69	624.02	680.20	766.11



(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

2. 第59期は、新商品の積極的導入と商品ラインアップの見直し、大規模なプロモーションによる市場拡大を図りましたが、増収減益という結果になりました。なお、確定拠出年金制度導入損失、たな卸資産廃棄費用などを特別損失として計上しております。

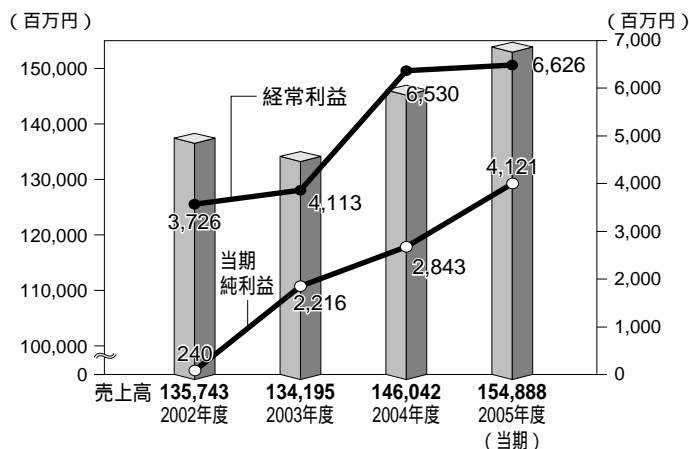
第60期は、「『カゴメ・ブランド価値経営』に基づく利益構造改革」のもと、野菜飲料の納入価格は正、販売促進費の抑制に一貫して取り組み、大幅な利益構造の改善をいたしました結果、増収増益となりました。

第61期は、昨年から取り組んでまいりました野菜飲料の納入価格は正、販売促進費の抑制とあわせ、野菜飲料事業の収益改善を図りました結果、増収増益となりました。

第62期は、前記「(1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとりの状況となりました。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		2002年度 第59期	2003年度 第60期	2004年度 第61期	2005年度 第62期(当期)
売 上 高(百万円)		135,743	134,195	146,042	154,888
営 業 利 益(百万円)		4,104	4,016	6,705	6,900
経 常 利 益(百万円)		3,726	4,113	6,530	6,626
当期純利益(百万円)		240	2,216	2,843	4,121
総 資 産(百万円)		90,915	88,408	97,716	113,072
純 資 産(百万円)		42,918	45,681	49,586	65,138
1 株 当たり	当期純利益(円)	3.11	28.70	35.84	47.72
	純 資 産(円)	555.64	591.43	626.48	726.16



(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(5) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、さらなる発展をめざして、創業100周年を機に1998年度から「新・創業」計画を推進し、お客様への提供価値を重視する「カゴメ・ブランド価値経営」に取り組んでおります。

この「カゴメ・ブランド価値経営」の核となる、カゴメが社会やお客様に約束する価値を言い表したものが、「自然を、おいしく、楽しく。KAGOME」であります。

2004年度からスタートした「新・創業」計画第3期は、中期経営方針を「カゴメ・ブランド価値経営による『新・創業』計画の完成」とし、強いカゴメの実現をめざして「新しい需要創造力」、「持続的な利益獲得力」、「自主活力にあふれる社風」の3つの経営革新課題に取り組んでおります。

「新しい需要創造力」とは、空腹を満たすために食べるのではなく、あらゆる人が食べ

ることを楽しみにする「食の皆楽化時代」に対応し、新しい需要を開発、創造する力を体質化することにあります。

この具現化に向けては、事業戦略を推進するビジネス・ユニット(BU)体制により、商品ブランド戦略を策定、これに基づき商品開発を強化してまいります。

営業活動においては、エリアマーケティングを強化し、商品価値提案を軸とする需要創造営業に取り組んでまいります。

研究・開発活動においては、「体内環境正常化」に向けた基礎研究から商品開発、事業化までを一貫してスピードを上げて取り組み、また、生産調達活動においては、お客様価値の前提である品質保証を強化し、安全で安心な商品を提供してまいります。

海外事業においては、米国のKAGOME INC.において野菜飲料の現地生産・販売を開始いたしました。中国においては、2005年8月「可果美(杭州)食品有限公司」を設立し2006年度から『可果美』ブランドで上海チルド飲料市場に参入を計画、2005年7月にKAGOME INC.の子会社としてトマトソースの製造・販売を行う「内蒙古可果美食品有限公司」を合併で設立しております。また、イタリアにおいては、2004年9月に設立した現地法人Vegitalia S.p.A.(ベジタリア株式会社)で、2006年秋から高品質な業務用冷凍食品を生産・販売する予定であります。

「持続的な利益獲得力」とは、「全従業員が日常業務の中で利益への貢献を実感できるマネジメント・システムを定着させ、公平な処遇へ反映すること」であります。

2004年度に導入した「事業所別利益マネジメント」により、BUと事業所がそれぞれ利益実態を把握し、自律的に利益獲得を目指せる体制を構築してまいります。2005年度には、全社コスト削減プロジェクトにより、製造原価低減とSCM(サプライチェーンマネジメント)システムの導入による物流コスト低減に大きな成果を得ており、これを継続して進めてまいります。

「自主活力にあふれる社風」とは、「機会均等と結果公平を保障した上で、自主活力による個人の成長を通じて適材適所を実現すること」であります。

カゴメは、自主キャリアプランを推進することと、役割・成果に基づく処遇制度への転換を重要な視点とする新人事制度を、2005年4月に全社導入いたしました。また、部長職は年俸制に移行し、2006年4月に65歳までの再雇用制度を導入するなど、社員の成長が会社の成長につながるような人材マネジメントを推進してまいります。

「持続的利益成長に向けた新需要創造」を年度経営方針として、各BUにおける次期の基本戦略は以下のとおりであります。

野菜飲料BU

野菜飲料の新しい提供価値の創造と商品開発・改良を実施し、商品の価値訴求と飲用機会提案を行うことにより、野菜飲料市場の更なる拡大に積極的に取り組んでまいります。

フルーツ・お茶飲料BU

フルーツ飲料分野においては「朝のフルーツこれいち」シリーズ等の売上の拡大、お

茶飲料分野においては基幹商品である「六条麦茶」の販売チャネルの強化による利益改善を図ってまいります。

乳酸菌BU

「植物性乳酸菌ラブレ」の増産体制を早期に整え、販売エリアを再拡大し、その価値を全国のお客様へお伝えすることにより、売上の拡大を図るとともに、引き続き、製造原価等の低減、販売促進費の効率化による利益改善に取り組んでまいります。

食品BU

食品事業の総合的な展開力を強化するため、2006年4月より「調味料BU」と「調理食品BU」を統合し「食品BU」としております。

調味料事業においては、朝食での利用頻度向上を目的としたケチャップの新商品の育成、洋食でのトマトメニュー領域の更なる強化等により、需要拡大に努めてまいります。

調理食品事業においては、「カゴメデリ」等の商品力強化と購買者層の拡大によるセツ食品市場の再活性化とともに、デザート市場へ本格参入し、チルド調理食品を育成してまいります。

ギフトBU

「フルーツジュースギフト」を刷新・拡充、「野菜飲料ギフト」を加えた主力商品群で、健康・こだわり贈答需要に対応し、年間を通した新たな贈答需要創造により、ギフトビジネスの再成長を目指してまいります。

業務用BU

トマト・野菜・フルーツ素材の商品ラインアップ強化と、給食・ベーカリー・惣菜などへの積極的な業態別提案活動を展開してまいります。また、開発体制・ユーザーへの直接フォロー体制の強化により、個別ニーズに対応した提案を継続し、売上拡大と収益力強化を図ってまいります。

生鮮野菜BU

菜園からの生鮮トマト調達量の増加に備え、店頭販促活動を更に強化させるとともに、未取り扱いとなっている各地の有力食品スーパーや生協への新規導入を図ってまいります。加えて、拡大する外食・中食市場での販売基盤を確立するため、大手外食チェーンやコンビニエンス業態への提案を強化してまいります。

通販BU

野菜・フルーツ素材以外の新しい商品分野の開拓に重点的に取り組み、大型商品の育成、販売強化、新規顧客の開拓に注力してまいります。加えて、お客様向けサービスプログラムの拡充、コールセンターの対応力強化など総合的な事業基盤の拡充に努めてまいります。

これらの事業戦略に基づき、成長を担う新事業のみならず既存事業を含む全事業で新しい需要の創造を目指し、持続的な利益成長、強いカゴメの実現等、「新・創業による成長の追求」に向けて邁進する所存でございます。

今後とも、株主の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の概況（2006年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

各事業における主要な製品及び商品は、次のとおりであります。

事業別	BU	主要製品及び商品等
食品事業	野菜飲料	トマトジュース、野菜ジュース、キャロットジュース、野菜果実ミックスジュース等
	フルーツ・お茶飲料	六条麦茶、豆、フルーツジュース、その他清涼飲料等
	乳酸菌	乳酸菌飲料、ヨーグルト（植物性乳酸菌ラブレ、ローリーエース、ピフィズス乳酸菌等）
	調味料	トマトケチャップ、ソース、ホールトマト、トマトソース、トマトピューレー、サルサ、ミートソース、パスタソース等
	調理食品	ドライ調理食品 レンジ調理食品(カゴメデリ)、湯注調理食品等 チルド食品 野菜スープ、やさいスイーツ等
	ギフト	ジュースギフト(ナチュラル・野菜生活・ヘルシーギフト等)
	業務用	加工食品 トマトケチャップ、トマトペースト、ホールトマト、 飲料 ソース、パスタソース、冷凍野菜・ハーブ等 トマトジュース、フルーツジュース等
	生鮮野菜	生鮮トマト こくみトマト(ラウンド、プラム、ミディ等) デリカトマト
	通販	カゴメ健康直送便（電話・インターネット等の注文による通信販売） 健康野菜ジュース(毎日飲む野菜、毎日飲む野菜と果実等) 旬シリーズ(春しばり、夏しばり、秋しばり、冬しばり等) こだわり健康ごはん(玄米、五穀米、麦ごはん等) その他(ケアフルーツザクロ、青汁、イソフラボン等)
その他	農業関連資材・種苗等	
その他事業	運送・倉庫業、不動産賃貸業、パーキング事業等	

(2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 279,150,000株

発行済株式総数 89,616,944株

(注) 転換社債の株式への転換により、当期中に10,562,565株増加しました。

当期末株主数 137,895名

(前期末比 50,194名増)

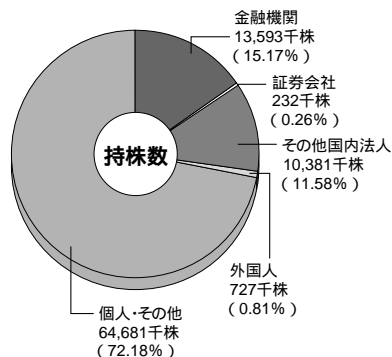
大株主

大株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,263	3.64		
ダイナバック株式会社	3,179	3.54	5,458	10.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,225	2.48		
川口久雄	1,803	2.01		
蟹江淑子	1,801	2.01		
日本フューチャーズ信託銀行株式会社(信託口)	1,554	1.73		
蟹江英吉	1,437	1.60		
佐野達明	1,418	1.58		
日本生命保険相互会社	1,362	1.52		
蟹江利親	1,303	1.45		

- (注) 1. ダイナバック株式会社については、当社は上記のほか3,083千株(出資比率5.97%)を退職給付信託として日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については当社が議決権の指図権を留保しております。
2. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行の完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式100株(出資比率0.00%)を所有しております。

所有者別の状況

区分	株主数		持株数	
	(名)	構成比(%)	(千株)	構成比(%)
金融機関	57	0.04	13,593	15.17
証券会社	25	0.02	232	0.26
その他国内法人	534	0.39	10,381	11.58
外国人	66	0.05	727	0.81
個人・その他	137,213	99.50	64,681	72.18
合計	137,895	100.00	89,616	100.00



自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

単元未満株式の買取による取得

普通株式 6,634株 取得価額の総額 7,888千円

処分株式

該当事項はありません。

決算期における保有株式

普通株式 25,325株

(3) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)	借入先が有する当社の株式	
		株式数(千株)	出資比率(%)
日本生命保険相互会社	2,000	1,362	1.52
愛知県信用農業協同組合連合会	1,500		
住友生命保険相互会社	1,500	46	0.05
株式会社大垣共立銀行	1,000	278	0.31
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,000		
明治安田生命保険相互会社	1,000	85	0.09

(4) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数(名)	前期末比増減(名)
食品事業	1,699	4
その他事業	109	3
合計	1,808	1

当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,382	78	39.2	16.4

(5) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
カゴメ不動産株式会社	98百万円	100	不動産の賃貸・仲介業
カゴメ物流サービス株式会社	80百万円	100	倉庫業・運送取扱業
KAGOME INC.	15億 ^円	100	食品製造・仕入販売業
サウンドフーズ株式会社	60百万円	100	飲食店営業
カゴメラビオ株式会社	98百万円	100	食品製造販売業
台湾可果美股份有限公司	316 ^{百万} 台 ^元	50.33	食品製造販売業
加太菜園株式会社	90百万円	70.00	農産物の生産・販売
内蒙古可果美食品有限公司	1 ^億 ^元	55.00	食品製造販売業

(注) 内蒙古可果美食品有限公司は、KAGOME INC.からの出資による間接所有であります。

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
世羅菜園株式会社	85百万円	47.06	農産物の生産・販売
有限会社いわき小名浜菜園	10百万円	49.00	農産物の生産・販売

企業結合の経過及び成果

連結子法人等は前述の重要な子法人等 8 社、持分法適用関連会社は前述の重要な関連会社 2 社であります。

成果につきましては、「1.営業の概況」の「(1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

当社

本社：名古屋市中区錦三丁目14番15号

東京本社：東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号 日本橋浜町タワー

総合研究所：栃木県那須塩原市西富山17番地

営業所：北海道支店、東北支店、東京支社、関東支店、神奈川支店、
名古屋支店、北陸支店、大阪支店、中国支店、四国支店、
九州支店

工場：那須工場(栃木県)、茨城工場(茨城県)、富士見工場(長野県)、
静岡工場(静岡県)、小坂井工場(愛知県)、上野工場(愛知県)

子法人等

	本社所在地	事業所
カゴメ不動産株式会社	(愛知県名古屋市)	本社 2 営業所
カゴメ物流サービス株式会社	(愛知県大府市)	本社 東京本社 6 事業所
K A G O M E I N C.	(米国カリフォルニア州)	本社及び工場
サウンドフーズ株式会社	(愛知県名古屋市)	本社及び店舗
カゴメラビオ株式会社	(愛知県小牧市)	本社 2 工場
台湾可果美股份有限公司	(中華民国台湾省)	本社及び工場
加太菜園株式会社	(和歌山県和歌山市)	本社
内蒙古可果美食品有限公司	(中華人民共和国巴彦市)	本社

(7) 取締役及び監査役

取締役及び監査役の状況

代表取締役	社長	喜岡浩二	
代表取締役	専務執行役員	石黒幸雄	(本社スタッフ部門担当兼 コーポレート・ブランド戦略室長)
取締役	常務執行役員	成田啓至	(名古屋本社担当)
取締役	常務執行役員	高田卯基	(生産・調達担当)
取締役	常務執行役員	平岡泰樹	(営業担当)
取締役	常務執行役員	西秀訓	(東京支社長)
取締役	執行役員	高橋哲也	(SCM部長)
取締役	執行役員	小嶋厚	(業務用BUディレクター)
取締役	執行役員	大嶽節洋	(大阪支店長)
取締役	執行役員	佐野泰三	(生鮮野菜BUディレクター)
取締役	執行役員	羽室廣一	(広域営業統括部長)
取締役	執行役員	寺田直行	(営業推進部長)
取締役		石樽康利	(KAGOME INC. プレジデント 兼 CEO)
取締役		浅野正心	(可果美(杭州)食品有限公司 董事長 兼 総経理)
常勤監査役		田村博俊	
常勤監査役		川口久雄	
監査役		岩崎宏	

(注) 1. 当該営業年度中の取締役及び監査役の異動

(1) 2005年4月1日付をもって次のとおり担当を異動いたしました。

(氏名)	(役付)	(異動後)	(異動前)
高橋哲也	取締役執行役員	SCM部長	ロジスティクス部長
西秀訓	取締役執行役員	東京支社長	東京支店長

(2) 2005年6月21日開催の第61回定時株主総会におきまして、千葉茂春氏は取締役を退任いたしました。

(3) 2005年6月21日開催の第61回定時株主総会におきまして、大嶽節洋、佐野泰三、羽室廣一、寺田直行の4氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(4) 2005年6月21日開催の取締役会におきまして、西秀訓氏は常務執行役員に選任され、就任いたしました。

(5) 2005年8月24日付をもって次のとおり役付及び担当を異動いたしました。

(氏名)	(異動後)	(異動前)
浅野正心	取締役 可果美(杭州)食品有限公司 董事長 兼 総経理	取締役執行役員 中国事業推進室長

2. 決算期後に生じた取締役の異動

2006年4月1日付をもって次のとおり役付及び担当を異動いたしました。

(氏名)	(異動後)	(異動前)
石黒幸雄	代表取締役 専務執行役員	代表取締役 専務執行役員 本社スタッフ部門担当 兼 コーポレート・ブランド戦略室長

(氏名)	(異動後)	(異動前)
平岡泰樹	取締役 常務執行役員 総合研究所長	取締役 常務執行役員 営業担当
西 秀訓	取締役 常務執行役員 本社スタッフ部門担当 兼 コーポレートブランド戦略室長	取締役 常務執行役員 東京支社長
大嶽節洋	取締役 常務執行役員 営業担当	取締役 執行役員 大阪支店長
寺田直行	取締役 執行役員 東京支社長	取締役 執行役員 営業推進部長

3. 監査役岩崎 宏氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

取締役及び監査役に支払った報酬の額

(単位:百万円)

区 分	報 酬	退職慰労金
取 締 役	277	81
監 査 役	45	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して支給した使用人給与の額は67百万円であります。
2. 2005年6月21日開催の株主総会の決議に基づき支給した取締役賞与金は72百万円であります。また、当社は監査役に対しては賞与金を支給しておりません。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額35百万円であります。
(2005年6月第61回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額8百万円であります。
(1994年6月第50回定時株主総会決議)

(8) 会計監査人に対する報酬等の額

(単位:百万円)

当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	28
の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	28
の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	28

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2006年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	66,818	流動負債	39,107
現金及び預金	4,979	支払手形及び買掛金	13,676
受取手形及び売掛金	25,078	短期借入金	1,771
有価証券	9,931	1年以内返済予定長期借入金	1,000
たな卸資産	14,640	未払金	10,370
繰延税金資産	3,222	未払法人税等	4,276
デリバティブ債権	4,804	賞与引当金	1,685
その他	4,227	繰延ヘッジ利益	4,804
貸倒引当金	65	その他	1,523
固定資産	61,895	固定負債	19,087
有形固定資産	42,118	長期借入金	9,236
建物及び構築物	13,746	繰延税金負債	2,392
機械装置及び運搬具	14,417	退職給付引当金	2,681
工具・器具及び備品	874	連結調整勘定	202
土地	12,372	その他	4,575
建設仮勘定	708		
無形固定資産	2,276	負債合計	58,194
商標権	199	少数株主持分	
ソフトウェア	1,919	少数株主持分	1,799
その他	156	資本の部	
投資その他の資産	17,500	資本金	11,685
投資有価証券	13,720	資本剰余金	15,433
長期貸付金	1,149	利益剰余金	38,821
繰延税金資産	135	その他有価証券評価差額金	3,043
その他	2,724	為替換算調整勘定	237
貸倒引当金	230	自己株式	25
		資本合計	68,720
資産合計	128,714	負債、少数株主持分及び資本合計	128,714

連 結 損 益 計 算 書

(自 2005年4月1日)
(至 2006年3月31日)

(単位:百万円)

売 上 高		166,456
売 上 原 価		84,239
売 上 総 利 益		82,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		74,961
営 業 利 益		7,255
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	83	
受 取 配 当 金	152	
連 結 調 整 勘 定 償 却 益	103	
為 替 差 益	91	
雑 収 入	212	644
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	126	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	581	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	120	
雑 支 出	236	1,064
経 常 利 益		6,834
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	21	
固 定 資 産 売 却 益	206	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	227
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	420	
減 損 損 失	285	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	33	801
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,023	
法 人 税 等 調 整 額	2,350	2,672
少 数 株 主 利 益		30
当 期 純 利 益		3,617

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等 8社

カゴメ不動産㈱、カゴメ物流サービス㈱、サウンドフーズ㈱、カゴメラビオ㈱、KAGOME INC.、台湾カゴメ㈱、加太菜園㈱、内蒙古可果美食品有限公司

(2) 非連結子法人等 3社 愛知トマト㈱他

非連結子法人等3社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等または関連会社 2社

世羅菜園㈱、(有)いわき小名浜菜園

(2) 持分法を適用しない非連結子法人等または関連会社 5社 愛知トマト㈱他

非連結子法人等3社及び関連会社2社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法は適用しておりません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちカゴメ不動産㈱、カゴメ物流サービス㈱、サウンドフーズ㈱、カゴメラビオ㈱及び加太菜園㈱の決算日は2月末日であり、KAGOME INC.、台湾カゴメ㈱及び内蒙古可果美食品有限公司の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法による低価法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により、翌期から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

2005年3月期に係る定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度を廃止し、在任期間に対する退職慰労金の打ち切り支給をすることを決議いたしました。

これに伴い、確定した金額の役員退職慰労金は、固定負債のその他に計上しております。

(4)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象取引

外貨建予定取引

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

(6)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

(会計処理方法の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は、285百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

(連結貸借対照表注記)

1. 非連結子法人等及び関連会社に対する株式及び出資金

(1)株式(投資有価証券に含めて表示) 780百万円

(2)出資金(投資その他の資産の「その他」に含めて表示) 633百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 62,968百万円

3. 担保に供している資産 2,826百万円

4. 保証債務 2,434百万円

5. 発行済株式総数及び自己株式

発行済株式総数 普通株式 89,616,944株

連結会社及び持分法適用会社が保有する
当社の株式数 普通株式 25,325株

(連結損益計算書注記)

1. 1株当たり当期純利益 41円72銭

2. 販売費及び一般管理費の費目及び金額 (単位:百万円)

販売手数料 4,560

販売促進費 29,996

広告宣伝費 7,138

運賃・保管料 8,846

取締役報酬 364

監査役報酬 45

給料・賃金 7,778

賞与引当金繰入額 1,141

退職給付費用 388

役員退職慰労金 124

減価償却費 1,253

その他 13,321

3. 研究開発費 2,553百万円

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結財務諸表提出会社の退職一時金制度において退職給付信託を設定しております。

当期末現在、当社及び連結子会社において、退職一時金制度については5社、適格年金制度については4社が、また、確定拠出年金制度については3社が設けております。

2. 退職給付債務に関する事項 (単位:百万円)

イ. 退職給付債務	6,386
ロ. 年金資産	3,156
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	3,230
ニ. 未認識数理計算上の差異	549
ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ)	2,681

(注)一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項 (単位:百万円)

イ. 勤務費用	294
ロ. 利息費用	135
ハ. 期待運用収益	59
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	41
ホ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	328
ヘ. 確定拠出年金への掛金支払額他	313
計(ホ+ヘ)	641

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%~3.0%
ハ. 期待運用収益率	1.5%~2.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	1年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	17年

(税効果会計に係る注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		(単位:百万円)
繰延税金資産(流動)	賞与引当金損金不算入額	629
	未払事業税損金不参入額	349
	繰延ヘッジ利益益金算入額	1,936
	その他	307
	合 計	3,222
繰延税金負債(流動)との相殺		-
繰延税金資産(流動)の純額		3,222
繰延税金資産(固定)	退職給付信託設定額	613
	退職給付引当金損金算入限度超過額	766
	ソフトウェア費用	340
	未払役員退職慰労金損金不算入額	152
	その他有価証券評価差額金	4
	その他	235
	合 計	2,114
繰延税金負債(固定)との相殺		1,978
繰延税金資産(固定)の純額		135
繰延税金負債(固定)	その他有価証券評価差額金	2,069
	土地評価差益	1,334
	固定資産圧縮積立金	554
	退職給付信託設定益	171
	特別償却準備金	73
	その他	166
	合 計	4,370
繰延税金資産(固定)との相殺		1,978
繰延税金負債(固定)の純額		2,392
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
連結計算書類提出会社の法定実効税率		40.3%
(調整) 住民税均等割額		0.9
交際費等永久に損金に算入されない項目		2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		1.0
法人税額の特別控除		5.1
税効果非適用の連結子会社に係る差異		4.9
その他		0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率		42.7%

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結剰余金計算書

(自 2005年4月1日 至 2006年3月31日)

(単位:百万円)

(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		9,528
資本剰余金増加高		
転換社債の株式転換による増加高	5,904	5,904
資本剰余金期末残高		15,433
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		37,164
利益剰余金増加高		
当期純利益	3,617	3,617
利益剰余金減少高		
配当金	1,185	
取締役賞与金	76	
連結子会社増加に伴う減少高	42	
持分法適用会社増加に伴う減少高	655	1,959
利益剰余金期末残高		38,821

連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2005年4月1日 至 2006年3月31日)

(単位:百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	1,312
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,192
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,578
現金及び現金同等物換算差額	91
現金及び現金同等物の増減額	9,366
現金及び現金同等物期首残高	24,131
新規連結子会社の現金同等物期首残高	145
現金及び現金同等物期末残高	14,910

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2006年5月2日

カゴメ株式会社
取締役会 御中

監査法人 朝見会計事務所

代表社員 公認会計士 末次三郎 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 今井清博 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、カゴメ株式会社の2005年4月1日から2006年3月31日までの第62期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いカゴメ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

(会計処理方法の変更)に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているが、この変更は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2005年4月1日から2006年3月31日までの第62期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表および連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 監査法人朝見会計事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2006年5月9日

カゴメ株式会社 監査役会

常勤監査役 田村博俊 印

常勤監査役 川口久雄 印

監査役 岩崎 宏 印

(注) 監査役岩崎宏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2006年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	64,423	流動負債	35,802
現金及び預金	2,234	支払手形	602
受取手形	37	買掛金	12,678
売掛金	24,293	1年以内返済予定長期借入金	1,000
有価証券	9,931	未払金	9,945
製品及び商品	5,783	未払費用	348
原材料	5,566	未払法人税等	4,162
仕掛品	390	未払消費税等	219
貯蔵品	260	前受金	0
前渡金	614	預り金	91
前払費用	423	前受収益	3
繰延税金資産	3,027	賞与引当金	1,486
短期貸付金	3,869	設備関係支払手形	456
未収入金	3,206	繰延ヘッジ利益	4,804
デリバティブ債権	4,804	その他	3
その他	27	固定負債	12,131
貸倒引当金	45	長期借入金	9,000
固定資産	48,648	繰延税金負債	789
有形固定資産	21,521	退職給付引当金	1,543
建物	8,454	受入敷金	395
構築物	837	その他	403
機械及び装置	9,024		
車両及び運搬具	15	負債合計	47,934
工具・器具及び備品	679	資 本 の 部	
土地	2,509	資本金	11,685
無形固定資産	2,142	資本剰余金	15,433
借地権	0	資本準備金	15,433
商標権	199	利益剰余金	35,246
ソフトウェア	1,908	利益準備金	1,193
その他	34	任意積立金	28,661
投資その他の資産	24,984	特別償却準備金	106
投資有価証券	12,072	固定資産圧縮積立金	658
関係会社株式	7,083	固定資産圧縮特別勘定積立金	274
出資金	19	株式消却積立金	3,256
関係会社出資金	638	トマト翁記念基金	50
関係会社長期貸付金	3,550	退職給与積立金	175
更生債権等	57	配当準備積立金	330
長期前払費用	245	別途積立金	23,810
保険積立資産	461	当期未処分利益	5,391
その他	433	その他有価証券評価差額金	2,799
貸倒引当金	216	自己株式	25
		資本合計	65,138
資産合計	113,072	負債・資本合計	113,072

損益計算書

(自 2005年4月1日)
(至 2006年3月31日)

(単位:百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収入 受取利息 有価証券当 受取配当 為替差 雑収入 営業外費用 支払利息 社債転換費 賃借原価 たな卸資産 雑支出 経常利益 特別利益 貸倒引当金戻入額 固定資産売却益 投資有価証券売却益 特別損失 固定資産処分損 投資有価証券売却損 投資有価証券評価損 ゴルフ会員権評価損 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 前期繰越利益 当期未処分利益	154,888 75,926 78,962 72,062 6,900 38 4 267 207 3 149 83 1 104 117 548 87 19 205 0 183 3 58 28 4,833 2,376 4,121 1,270 5,391	154,888 75,926 78,962 72,062 6,900 669 942 6,626 225 273 6,578 2,457 4,121 1,270 5,391
---	--	--

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による低価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物	3 ~ 50年
機械及び装置	2 ~ 15年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により、翌年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

2005年3月期に係る定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度を廃止し、在任期間に対する退職慰労金の打ち切り支給をすることを決議いたしました。

これに伴い、確定した役員退職慰労金は、固定負債のその他に計上しております。

6. リース取引の会計処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象取引

外貨建予定取引

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

8. 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

9. 貸借対照表及び損益計算書の用語又は様式の一部については、商法施行規則第200条の規定に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」の定めるところにより作成しております。

(会計処理方法の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

営業外費用の「雑支出」に含めて表示していた「社債転換費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超える為、当期から区分掲記いたしました。

なお、前期における営業外費用の「雑支出」に含まれている「社債転換費用」の金額は、1百万円であります。

(貸借対照表注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務
 - (1)短期金銭債権 4,420百万円
 - (2)長期金銭債権 3,735百万円
 - (3)短期金銭債務 2,264百万円
 - (4)長期金銭債務 65百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 48,619百万円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、自動販売機、電子計算機及びその周辺機器一式等については、リース契約により使用しております。
4. 保証債務 3,524百万円
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は2,799百万円であります。

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引高
 - (1)売上高 328百万円
 - (2)売上原価・販売費及び一般管理費 15,021百万円
 - (3)営業取引以外の取引高 451百万円
2. 1株当たり当期純利益 47円72銭
3. 販売費及び一般管理費の費目及び金額 (単位:百万円)

販売手数料	4,486
販売促進費	29,760
広告宣伝費	7,041
運賃・保管料	9,371
貸倒引当金繰入額	28
取締役報酬	277
監査役報酬	45
給料・賞金	6,836
賞与引当金繰入額	1,074
退職給付費用	389
役員退職慰労金	123
その他人件費	2,297
事務費	1,973
調査研究費	1,392
交際費	339
減価償却費	840
寄付金	31
その他	5,750

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度及び受給確定者のみを対象とする適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項 (単位:百万円)

イ. 退職給付債務	4,831
ロ. 年金資産	2,612
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,218
ニ. 未認識数理計算上の差異	675
ホ. 貸借対照表上の退職給付引当金(ハ+ニ)	1,543

3. 退職給付費用に関する事項 (単位:百万円)

イ. 勤務費用	218
ロ. 利息費用	100
ハ. 期待運用収益	49
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	4
ホ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	264
ヘ. 確定拠出年金への掛金支払額他	291
計(ホ+ヘ)	555

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付債務の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	1.5~2.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	1年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	17年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		(単位:百万円)
繰延税金資産(流動)	賞与引当金損金不算入額	598
	未払事業税損金不算入額	339
	繰延ヘッジ利益益金算入額	1,936
	その他	152
	合 計	3,027
繰延税金負債(流動)との相殺		-
繰延税金資産(流動)の純額		3,027
繰延税金資産(固定)	退職給付信託設定額	613
	退職給付引当金損金算入限度超過額	622
	ソフトウェア費用	340
	未払役員退職慰労金損金不算入額	150
	その他有価証券評価差額金	1
	有価証券等減損損金不算入額	73
	その他	154
	合 計	1,957
繰延税金負債(固定)との相殺		1,957
繰延税金資産(固定)の純額		-
繰延税金負債(固定)	その他有価証券評価差額金	1,890
	固定資産圧縮積立金	544
	退職給付信託設定益	171
	特別償却準備金	73
	その他	67
	合 計	2,747
繰延税金資産(固定)との相殺		1,957
繰延税金負債(固定)の純額		789
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率		40.3%
(調整) 住民税均等割額		0.7
交際費等永久に損金に算入されない項目		2.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.9
法人税額の特別控除		4.8
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		37.4%

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

(単位:円)

当 期 未 処 分 利 益	5,391,149,038
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	34,755,614
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	28,931,175
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 取 崩 額	274,818,370
合 計	5,729,654,197
これを次のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金 (1株につき15円)	1,343,874,285
取 締 役 賞 与 金	80,000,000
特 別 償 却 準 備 金	36,524,161
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	176,264,936
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	98,176,519
別 途 積 立 金	2,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,994,814,296

- (注) 1. 特別償却準備金、固定資産圧縮積立金及び固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩額及び積立額は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。
2. 株主配当金は、自己株式25,325株に対する配当金を除いております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2006年5月2日

カゴメ株式会社
取締役会 御中

監査法人 朝見会計事務所

代表社員 公認会計士 末次三郎 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 今井清博 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、カゴメ株式会社の2005年4月1日から2006年3月31日までの第62期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2005年4月1日から2006年3月31日までの第62期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社へ赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人朝見会計事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

2006年5月9日

カゴメ株式会社 監査役会
常勤監査役 田村博俊 印
常勤監査役 川口久雄 印
監査役 岩崎宏 印

(注) 監査役岩崎宏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 894,550個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第62期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類35頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識し、利益配分政策を、「連結業績を基準に、配当性向25%を目安に現金配当する。」こととしております。

また、内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様にご還元させていただきたく所存です。

これによりまして、当期の株主配当金につきましては、一株につき15円とさせていただきますたく存じます。この結果、連結ベースの配当性向は36.0%となります。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績を勘案し、取締役14名に対し総額80,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 今後の事業拡大に備え、事業目的の追加をするものであります。

(変更案第2条)

(2) 会社法に基づき、当会社に必要な規定の新設および規定の加除・修正等の変更を行うものであります。

会社法施行に伴い、定款に定めのあるとみなされる事項を定めるものであります。

取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定

(変更案第4条)

株券を発行する旨の規定 (変更案第7条)

株主名簿管理人を置く旨の規定 (変更案第11条)

公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
(変更案第5条)

単元未満株式の行使できる権利を明確に定めるものであります。
(変更案第9条)

株主総会参考書類等をインターネットによる開示により、みなし提供を可能とするよう定めるものであります。(変更案第15条)
取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とするよう定めるものであります。

(変更案第24条)

社外取締役および社外監査役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との責任限定契約を締結できる旨を定めるものであります。なお、社外取締役との責任限定契約の定めについては監査役全員の同意を得ております。

(変更案第29条・第37条)

剰余金の処分について、機動的な資本政策および配当政策を遂行できるよう、取締役会決議で実施する旨を定めるものであります。(変更案第39条)

その他、規定の整備、条文・用語の修正等の所要の変更をす
るものであります。

(3) 取締役の構成に基づき、所要の変更を行うものであります。

(変更案第14条・第23条)

(4) 監査体制の強化、充実を図るため、監査役の定員を4名以内から6名以内に増員するものであります。(変更案第30条)

(5) 上記の各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。) ——— 新設、追加および変更事項
 ~~~~~ 会社法施行に伴う事実規定  
 ——— 条文整理、用語変更、その他

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則<br/>           (商 号)<br/>           第1条 当社はカゴメ株式会社と称する。<br/>           英文ではKAGOME CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)<br/>           第2条 当社の事業目的は次のとおりとする。<br/>           (1)~(5) 条文省略<br/>           (6) 運動用品、食器、室内装飾品、衣料品の仕入販売<br/> <br/>           (7)~(11) 条文省略<br/>           (12) 前各号に付帯する事業</p> <p>(本店所在地)<br/>           第3条 当社は本店を名古屋市に置く。<br/>           (新 設)</p> <p>(公告の方法)<br/>           第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式<br/>           (株式の総数)<br/>           第5条 当社が発行する株式の総数は279,150,000株とする。ただし、株式の</p> | <p>第1章 総則<br/>           (商 号)<br/>           第1条 現行どおり</p> <p>(目 的)<br/>           第2条 現行どおり<br/>           (1)~(5) 現行どおり<br/>           (6) 運動用品、食器、室内装飾品、衣料品、健康美容関連用品の仕入製造販売<br/>           (7)~(11) 現行どおり<br/>           (12) 前各号に付帯<u>または関連する</u>事業</p> <p>(本店所在地)<br/>           第3条 現行どおり<br/>           (機 関)<br/>           第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u><br/>           (1) <u>取締役会</u><br/>           (2) <u>監査役</u><br/>           (3) <u>監査役会</u><br/>           (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)<br/>           第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式<br/>           (発行可能株式総数)<br/>           第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>279,150,000株とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第8条</u> 当社が発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式の名義書換等)</p> <p><u>第9条</u> 当社の電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱、株式の名義書換、質権の登録およびその抹消、信託財産の表示およびその抹消、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する手続および手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |

現 行 定 款

(名義書換代理人)

第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを扱わない。

(基 準 日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集時期)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

(新 設)

(招集者および議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づ

変 更 案

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを扱わない。

(削 除)

第3章 株主総会

(株主総会の招集時期)

第12条 現行どおり

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づ

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>いて、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がこれにかかわる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>この場合、株主または代理人は株主総会毎にあらかじめ代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(付議事項)</p> <p>第16条 株主総会の議事はあらかじめ株主に通知した事項のほか他の議事にわたることができない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第17条 株主総会における議事についてはその経過の要領および結果を議事録</p> | <p>いて、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかかわる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印し、または、電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(定 員)<br/>第18条 当社の取締役は20名以内とする。<br/>(選任方法)<br/>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(累積投票の排除)<br/>第20条 取締役の選任決議は累積投票によらない。<br/>(任 期)<br/>第21条 取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役)<br/>第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選任する。<br/>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会を招集するには会日より3日前までに各取締役および各監査役に通知する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。<br/>(取締役会の招集者および議長)<br/>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。<br/>2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がこれにかわる。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(定 員)<br/>第18条 現行どおり<br/>(選任方法)<br/>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。<br/>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(任 期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役)<br/>第21条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。<br/>(取締役会の招集通知)<br/>第22条 現行どおり</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。<br/>2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合のほか取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬 額)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬額は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p><u>第28条</u> 当社は取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。</p> <p>(執行役員および執行役員規程)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、取締役会の決議に基づき、執行役員を置くことができる。</p> <p>2 執行役員および執行役員会に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(定 員)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は総株主の議</p> | <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第25条</u> 現行どおり</p> <p>(報 酬 等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p><u>第27条</u> 現行どおり</p> <p>(執行役員および執行役員規程)</p> <p><u>第28条</u> 現行どおり</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(定 員)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役は6名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠によって就任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役は、互選により常勤の監査役を1名以上置くものとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会を招集するには会日より3日前までに各監査役に通知する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は法令に別段の定める場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合のほか監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(報 酬 額)</p> <p>第37条 監査役の報酬額は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> | <p>使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 現行どおり</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 現行どおり</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 計算<br/>(営業年度)</p> <p>第38条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益の配当)</p> <p>第39条 毎営業年度の利益配当金は、その年度末日現在における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第41条 当社が発行する転換社債に対して営業年度の途中において転換の請求があったときの利益配当金については、その請求をした日の属する営業年度のはじめに転換があったものとみなし、これを支払う。</p> | <p>第6章 計算<br/>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削 除)</p> |



### 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員14名は、本總會終結の時をもって任期満了となります  
ので、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | き おか じ<br>喜 岡 浩 二<br>(1942年1月18日生)      | 1964年4月 当社入社<br>1987年6月 当社取締役<br>1991年6月 当社常務取締役<br>1993年3月 大日本紙業(株)取締役(現任)<br>(現ダイナバック(株))<br>1994年6月 当社代表取締役専務取締役<br>1996年6月 当社代表取締役副社長<br>2002年10月 当社代表取締役社長(現任) | 20,764株        |
| 2         | たか だ けい き<br>高 田 卯 基<br>(1944年6月25日生)   | 1967年3月 当社入社<br>1991年6月 当社取締役<br>1996年6月 当社常務取締役<br>2002年11月 当社生産・調達担当(現任)<br>2003年6月 当社取締役常務執行役員(現任)<br>2006年4月 カゴメ物流サービス(株)<br>代表取締役社長(現任)                        | 21,270株        |
| 3         | ひら おか やす き<br>平 岡 泰 樹<br>(1944年9月18日生)  | 1968年3月 当社入社<br>1996年6月 当社取締役<br>2001年6月 当社常務取締役<br>2003年6月 当社取締役常務執行役員(現任)<br>2006年4月 当社総合研究所長(現任)                                                                 | 5,900株         |
| 4         | にし ひで のり<br>西 秀 訓<br>(1951年1月6日生)       | 1975年4月 当社入社<br>2000年6月 当社取締役<br>2003年6月 当社取締役執行役員<br>2005年6月 当社取締役常務執行役員(現任)<br>2006年4月 当社本社スタッフ部門担当<br>兼コーポレート・プラント戦略室長(現任)                                       | 8,300株         |
| 5         | おお たけ せつ ひろ<br>大 嶽 節 洋<br>(1948年4月29日生) | 1971年3月 当社入社<br>2003年6月 当社執行役員<br>2005年6月 当社取締役執行役員<br>2006年4月 当社取締役常務執行役員(現任)<br>2006年4月 当社営業担当(現任)                                                                | 3,700株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | たか はし てつ や<br>高 橋 哲 也<br>(1945年7月6日生)   | 1969年3月 当社入社<br>1992年6月 当社情報システム部長<br>2000年6月 当社取締役<br>2003年6月 当社取締役執行役員(現任)<br>2005年4月 当社SCM部長(現任)                | 14,221株    |
| 7     | こ じま あつし<br>小 嶋 厚<br>(1949年3月13日生)      | 1971年7月 当社入社<br>1998年4月 当社冷凍食品BUディレクター<br>2000年6月 当社取締役<br>2002年4月 当社業務用BUディレクター(現任)<br>2003年6月 当社取締役執行役員(現任)      | 9,700株     |
| 8     | さ の たい むつ<br>佐 野 泰 三<br>(1951年1月3日生)    | 1973年4月 当社入社<br>2001年6月 当社生鮮野菜BUディレクター(現任)<br>2003年6月 当社執行役員<br>2005年6月 当社取締役執行役員(現任)                              | 7,542株     |
| 9     | は むろ こ いち<br>羽 室 廣 一<br>(1949年11月27日生)  | 1973年4月 当社入社<br>2003年4月 当社広域営業統括部長(現任)<br>2003年6月 当社執行役員<br>2005年6月 当社取締役執行役員(現任)                                  | 4,200株     |
| 10    | てら だ なお ゆき<br>寺 田 直 行<br>(1955年2月5日生)   | 1978年4月 当社入社<br>2004年4月 当社営業推進部長<br>2005年6月 当社取締役執行役員(現任)<br>2006年4月 当社東京支社長(現任)                                   | 3,500株     |
| 11    | いし ぐれ やす とし<br>石 樽 康 利<br>(1949年8月12日生) | 1973年4月 当社入社<br>1999年4月 当社飲料BUディレクター<br>2000年6月 当社取締役(現任)<br>2004年4月 KAGOME INC. プレジデント兼 CEO(現任)                   | 19,930株    |
| 12    | あさ の しよ しん<br>浅 野 正 心<br>(1952年9月28日生)  | 1975年4月 当社入社<br>1995年6月 当社営業推進部長<br>2000年6月 当社取締役(現任)<br>2003年6月 当社取締役執行役員<br>2005年8月 可果美(杭州)食品有限公司<br>董事長兼總經理(現任) | 5,900株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 13    | ふか や きよし<br>深 谷 潔<br>(1947年5月27日生) | 1970年3月 当社入社<br>2002年11月 当社総合研究所長<br>2004年4月 当社生産部長(現任)<br>2005年6月 当社執行役員(現任) | 9,086株     |

- (注) 1. 候補者と会社間に、特別の利害関係はありません。  
2. 印の候補者は、新任取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役川口久雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、また、監査体制の強化、充実を図るため2名増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | こばやかわ よしひろ<br>小早川 好弘<br>(1945年9月11日生) | 1968年3月 当社入社<br>2001年4月 当社品質保証室長<br>2003年6月 当社執行役員(現任)<br>2004年4月 当社総合研究所長<br>2006年4月 当社社長付(現任)                                                                                                                                            | 13,658株    |
| 2     | え じ たかし<br>江 尻 隆<br>(1942年5月16日生)     | 1969年4月 弁護士登録<br>1977年11月 樹田江尻法律事務所(現あさひ・<br>粕法律事務所)パートナー(現任)<br>1986年9月 日本弁護士連合会国際交流委員会<br>副委員長<br>1995年5月 Inter-Pacific Bar Association,<br>Secretary General<br>1998年9月 日米欧委員会委員<br>2000年11月 株式会社USEN監査役(現任)<br>2004年6月 安藤建設株式会社監査役(現任) | 株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 下野哲夫<br>(1950年12月16日生) | 1975年4月 全国農業協同組合連合会入会<br>1995年2月 同会本所施設・資材部副審査役<br>1996年2月 大日本紙業株式会社入社<br>(現ダイナパック株式会社)<br>1999年3月 同社取締役<br>2004年3月 同社代表取締役専務取締役(現任)<br>2006年1月 同社企画・管理・生産・技術部門統括<br>(現任)<br>[他の会社の代表状況]<br>大日本紙業株式会社取締役社長 | 株          |

- (注) 1. 候補者と会社の間、特別の利害関係はありません。  
 2. 江尻 隆氏及び下野哲夫氏は、社外監査役の候補者であります。

#### 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は2005年6月21日開催の第61回定時株主総会において、「月額3,500万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、今後は取締役賞与を報酬枠内で支給いたしたく、報酬額を「年額5億円以内」に改定させていただきたく存じます。

また、監査役の報酬額は1994年6月29日開催の第50回定時株主総会において、「月額800万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、今般の監査役を増員及び取締役の報酬額の年額への改定に併せ、報酬額を「年額1億円以内」に改定させていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬額は含まないものとしたいと存じます。

現在、取締役は14名、監査役は3名であります。第3号議案及び第4号議案が承認可決されますと、取締役は13名、監査役は5名となります。

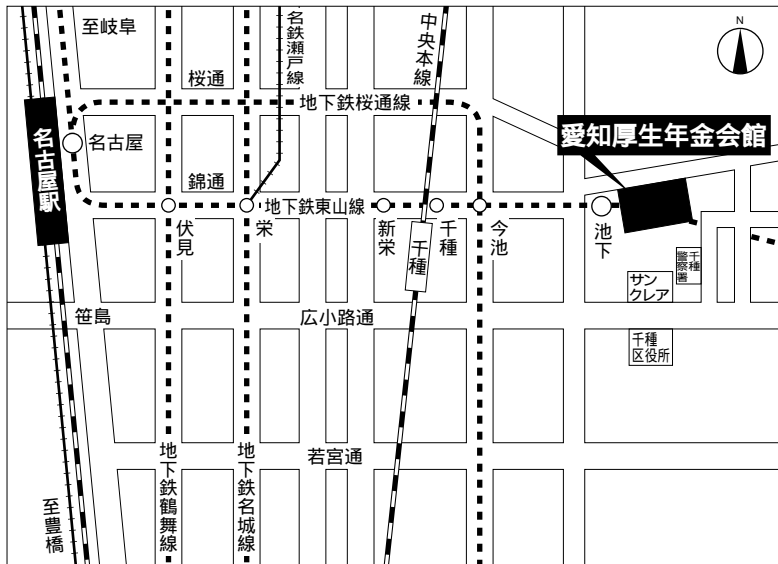
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市千種区池下町二丁目63番地  
(地下鉄池下駅に隣接)

愛知厚生年金会館 ホール

電話 名古屋(052)761-4181



## 交通のご案内

地下鉄東山線「池下駅」下車(1番出口)徒歩1分

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。